

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第一〇五号）

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確

保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を

実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二一日法律第六八号)

この法律は、公布の日から施行する。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号)

目次

- 第 1 はじめに
- 第 2 ホームレスに関する現状
 - 1 ホームレスの現状
 - 2 ホームレス自立支援施策の現状
- 第 3 ホームレス自立支援施策の推進
 - 1 基本的な考え方
 - 2 各課題に対する取組方針
 - 3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針
 - 4 総合的かつ効果的な推進体制等
 - 5 基本方針のフォローアップ及び見直し
- 第 4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針
 - 1 手続についての指針
 - 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 3 その他

第 1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成 14 年 8 月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成 15 年、19 年及び 24 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成 15 年 7 月、20 年 7 月及び 25 年 7 月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、平成 30 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で 4,977 人が確認され、平成 15 年 1 月に実施された同全国調査の時点から 20,319 人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、その数は大幅に減少してきている。

一方で、平成 28 年 10 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態

調査)によれば、ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められたところであり、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成29年6月には、15年間の限時法であった法の期限がさらに10年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。)が施行された。

ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き、法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している、困窮者支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業(以下「自立相談支援事業」という。)、同条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給、同条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業(以下「一時生活支援事業」という。)等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づき実施している。

困窮者支援法は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の生活保護受給者以外に対して包括的かつ早期の支援を提供するものであることから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ、生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、又は就労等による自立や地域において日常生活が継続可能となるまでの間は、困窮者支援法による一時生活支援事業をはじめとした就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援が必要である。

本基本方針は、法の趣旨、平成28年に実施したホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)で把握された高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化等のホームレスの状況の変化、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえつつ、困窮者支援法に基づく支援が、今後もよりその効果を発揮するために、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成15年より、年1回、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については、平成15年、19年、24年及び28年の概ね5年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を、それぞれ実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、平成30年概数調査によれば、4,977人となっており（ただし、福島県内の2町については東日本大震災の影響により未実施）、平成15年概数調査の25,296人と比べて、20,319人（80.3%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、東京都で1,242人（平成15年概数調査においては、6,361人）、次いで大阪府が1,110人（同7,757人）となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市区町村別では、全1,741市区町村のうち300市区町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上であったのは1自治体（平成24年概数調査においては3自治体）、100人以上であったのは7自治体（同16自治体）であるのに対し、10人未満であったのは228自治体（同319自治体）と、全体の約4分の3を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成28年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市（熊本市を除く。）及び平成28年概数調査において30人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,400人を対象に個別面接調査を行った。

① 年齢

ホームレスの平均年齢は61.5歳（平成24年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの、平均年齢は59.3歳）であり、また、年齢分布については65歳以上が42.8%（同29.0%）となっており、ホームレスの高齢化がより一層進んでいる。

② 路上（野宿）生活の状況

(ア) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が77.5%であり、このうち、「公園」が33.0%、「河川」が26.3%となっている。

(イ) 路上（野宿）生活期間については、3年未満が34.4%であるのに対し、5年以上は55.1%（10年以上は34.6%）となっている。これを年齢階層別にみると、年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が43.1%となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係を見ると、路上（野宿）生活期間が長くなるほど、「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が3年以上の者では、その割合は44.2%となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が1年未満である者の45.9%が、5年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が増加している。

寝場所は、3年を境に、路上（野宿）生活期間が長いほど一定の場所に決まっている割合が高い傾向にあり、具体的な寝場所としては、公園が全般に多いが、5年以上の者では

河川が多くなる傾向にある。

- (ウ) 仕事については、全体の55.6%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が70.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、3万円以上5万円未満が33.6%と最も多く、次いで1万円以上3万円未満が30.7%となっており、平均収入月額は約3.8万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても53.8%が収入のある仕事をしている。年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向は、このように、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていて、一定の場所に決まって起居していることで生活が一定程度安定していること等もその背景にあるものと考えられる。

③ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が48.2%、製造業関係の仕事が13.0%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が40.4%と大きな割合を占め、「日雇」が26.7%、「臨時・パート・アルバイト」が24.1%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が26.8%、「倒産・失業」が26.1%、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が17.1%となっている。

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が20.0%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く25.9%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「倒産や失業」が37.0%、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が25.9%、「家庭内のいざこざ」が25.9%、「アパート等の家賃が払えなくなった」が14.8%となっており、労働環境の変化や家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

④ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が27.1%であり、このうち治療等を受けていない者が60.9%となっている。具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が24.9%、「腰痛」が24.1%となっている。なお、「よく眠れない日が続いた」が15.0%、「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が4.7%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

⑤ 福祉制度等の利用状況

- (ア) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は89.8%であり、このうち相談をしたことがある者は46.9%となっている。

また、ホームレス緊急一時宿泊施設を知っている者は70.2%であり、このうち当該施設を利用したことがある者は20.6%、ホームレス自立支援施設を知っている者は73.2%であり、このうち当該施設を利用したことがある者は15.1%となっている。

ホームレス緊急一時宿泊施設及びホームレス自立支援施設の利用者の状況については、若年層が42.4%、利用前の路上（野宿）生活期間では1か月未満の者が70.9%を占めており、高齢層における路上（野宿）生活者が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い者が多くなっている。

また、過去に、ホームレス自立支援施設の利用経験がある者の退所理由をみると、就労退所が26.6%（「会社の寮、住み込み等による就労退所」が16.3%、「アパートを確保しての就労退所」が10.3%）、生活保護の適用による入院、居宅の確保による退所が8.4%を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の19.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「仕事の契約期間が満了した」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」など、多面的な要因により路上に戻っている。

- (イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く54.5%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が31.9%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く46.5%となっている。

⑥ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く35.3%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が21.7%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が12.8%となっている。

年齢層が低いほど「アパートに住み、就職して自活したい」と希望する傾向にあり、年齢層が高いほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という回答が多く、65歳以上の者では41.1%となっている。

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が32.8%、「アルミ缶、雑誌集めなどの仕事があるので暮らしていける」が27.2%となっている。

また、ホームレス自立支援施設やホームレス緊急一時宿泊施設の利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上（野宿）生活を維持することを希望する傾向が高い。

⑦ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は73.0%を占めているものの、このうち、平成27年10月から平成28年9月までの1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が78.5%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は62.4%であり、金融機関等に借金がある者は14.3%であった。

⑧ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、住居関連が33.7%と最も多く、次いで仕事関連が28.3%となっている。

2 ホームレス自立支援施策の現状

ホームレス自立支援施策については、公共職業安定所による職業相談や求人開拓、困窮者支援法に基づく自立相談支援機関や一時生活支援事業を実施する事業者による就労支援や健康相談、保健所等の関係機関と連携した医療の確保、生活保護法による保護等の一般施策を実施している。このほか、特にホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業及び技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。

また、平成27年4月の困窮者支援法の施行に伴い、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施していた各事業については、基本的に困窮者支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施しており、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

第3 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成28年生活実態調査においては、平成24年生活実態調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、終夜営業の店舗等、屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

さらに、民間団体が、ホームレス一時生活支援事業を行う事業者やホームレス支援実施団体を対象として実施した調査研究結果によると、39歳以下では、終夜営業の店舗等を利用しているためアウトリーチが届きにくい者や、65歳以上では、居所確保後の見守りや支援等が必要な者がそれぞれ存在することが確認されたところであり、年代別の課題を考慮した支援も必要である。

(2) 総合的なホームレス自立支援施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会の確保が最も重要であるが、同時に安定

した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりも必要である。

その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。

また、ホームレスに加え、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所とを歩き来する不安定な居住の状況にある者については、困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援する必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス自立支援施策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス自立支援施策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、全ての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度と連携し包括的な支援を恒久的に提供するものである。

平成29年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス自立支援施策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の実情を踏まえ、一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

(5) 各事業を提供する施設

① 生活困窮者・ホームレス自立支援センター

(ア) 概要

法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。また、困窮者支援法の下では、法に基づくホームレスのみならず、生活困窮者も広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々の状態にあった計画を作成し、就労支援など必要な支援を行う自立相談支援事業と、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所などの日常生活を営むのに必要な便宜を供与する形で、一時生活支援事業を一体的に提供することを目的として運営されるものである。

(イ) 名称の変更

これまで、(ア)に規定する機能を有する施設については、「ホームレス自立支援施設」という名称が使用されてきたが、(ア)に規定しているとおり、その支援対象はホームレスに限定されるものではなく、また、施設内において活用されている制度についても、法及び困窮者支援法に基づくものなど複数にわたっていることから、施設の機能の明確化を図るため、本基本方針をもって、その名称を「生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。））」とすることとする。

② 生活困窮者一時宿泊施設

(ア) 概要

法の趣旨に基づき、緊急一時的な宿泊場所を提供する施設である。また、困窮者支援法の下では、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置し、又は、旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるものである。

(イ) 名称の変更

これまで、(ア)に規定する機能を有する施設については、「ホームレス緊急一時宿泊施設」という名称が使用されてきたが、(ア)に規定しているとおり、その支援対象はホームレスに限定されるものではなく、また、施設内において活用されている制度についても、法及び困窮者支援法に基づくものなど複数にわたっていることから、施設の機能の明確化を図るため、本基本方針をもって、その名称を「生活困窮者一時宿泊施設（以下「シェルター」という。））」とすることとする。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

- ① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。
- ② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレ

スへの提供に努める。

- ③ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

- ④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。

- ⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。

- ⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

- ⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要のある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。

- ⑧ ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たり、これらの団体との連携を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

- ① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を

通じて就労機会を確保するとともに、日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。

② 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。

(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

③ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に至ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第 3 条第 6 項第 2 号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助や生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(3) 保健及び医療の確保について（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者

も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）や、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

- ① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。
 - ② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。
 - ③ 保健所等は、結核にり患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。
 - ④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。
- (4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について（法第 8 条第 2 項第 2 号関係）ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。
- ① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第 38 条第 2 項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導體制を確立する。
その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。
 - ② ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。
 - ③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。
また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあるこ

とから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第 3 条第 5 項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について（法第 8 条第 2 項第 2 号関係）

① ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、困窮者支援法における自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施しており、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的として、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

なお、平成 28 年生活実態調査において、ホームレス自立支援施設の退所理由をみると、就職による退所が 35.7%、生活保護の適用を含む福祉措置による退所が 24.4%となっていることから、ホームレス自立支援事業は、ホームレスの就労による自立を支援する事業として一定の効果を上げていると考えられる。

(ア) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、利用期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第 3 条第 6 項第 2 号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居

住支援法人による入居相談・援助、生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

- (オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。
- (カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。
- (キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適應、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

- (ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

- (イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。
- (ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、信頼関係の構築を図り必要な支援が利用できるよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努めることが必要であり、ホ

ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施する。

- (エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。
- (オ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。
- (カ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。
- (キ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

- (6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について（法第8条第2項第3号関係）

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

- ① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。
- ② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。

また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。

- ③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。
- ④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。
- ⑤ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上（野宿）生活に至ることのないように、一定期間、個別訪問による見守りや、継続的かつ安定的な居住の確保等の生活支援を行う地域居住支援事業を実施する。
- (7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
- ① ホームレスに対し緊急に行うべき援助について
- ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。
- (ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。
- 福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。
- (イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。
- (ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。
- ② 生活保護法による保護の実施に関する事項について
- ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。
- この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。
- (ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を

考慮し、適切な保護を実施する。

- (イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。
 - (ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。
- (8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。
- ① ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。
 - ② 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。
 - ③ 一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。
- (9) 地域における生活環境の改善に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。
- ① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
 - ② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。
- また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。
- (10) 地域における安全の確保等に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。
- ① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

- ② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。
 - ③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。
- (11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について（法第 8 条第 2 項第 5 号関係）
- ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の N P O、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特に N P O 及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。
- ① 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、N P O、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。
また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。
 - ② 地方公共団体は、民間団体等に対して実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。
 - ③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。
- (12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について（法第 8 条第 2 項第 6 号関係）
- ① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。
ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題としてとらえる必要がある。
このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に至ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後の社会福祉法の中で規定された地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要である。
 - ② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に至る者も少な

からずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要である。具体的には、地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国は、ホームレスの自立支援施策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別のかつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極

的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない又は策定過程にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の生活実態を把握し、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者にとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人等の民間団体は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については、以下のとおり見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の適用期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。

(2) 基本方針の見直しに当たっては、適用期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うとともに、地方公共団体や民間団体が実施した調査等の結果も参考とするものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3) 基本方針の見直しに当たっては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）による意見聴取手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施

計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。

(2) 実施計画策定前の手続

① 現状や問題点の把握

実施計画の策定に当たっては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

② 基本目標

①の現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

③ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体など、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げたホームレス自立支援施策の推進に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に当たっては、1(2)③及び1(3)①により、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針のほか、区域内の市町村が実施計画を策定するに当たって留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 都道府県等による支援の実施（第五条—第十五条）
- 第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（第十六条）
- 第四章 雑則（第十七条—第二十六条）
- 第五章 罰則（第二十七条—第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所

有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

- 4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。
- 5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。
- 6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。
- 3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するように努めるものとする。

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者一時生活支援事業
- 二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第一項第十三号(同法第六条第一項において引用する場合を含む。)に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基

づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村（次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。）は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用
(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用
- 五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用
(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

- 一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
 - 二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
 - 三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
 - 四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。
- 一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内

- 二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内
- 3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

- 第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。

第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

- 第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。
- 3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府

県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報告等）

第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提供等）

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

（情報提供等）

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第二十四条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第二十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二八年五月二〇日法律第四七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則 （平成三〇年六月八日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十一年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

都区のホームレス対策の経緯

- 平成6年 2月 路上生活者対策・都区検討会設置
9月 都区検討会「中間報告」
- 7年 2月 「路上生活者概数調査」開始（都）
（昼間の目視調査、以降8年2月・8月と年2回の実施、14年2月からは多摩地域も対象とした。また、同8月から国管理河川のデータも参考値として反映させた。）
- 8年 7月 都区検討会「最終報告」
8月 都区検討会の最終報告を受けて施策検討開始
- 10年 4月 路上生活者対策事業の要綱制定検討委員会設置
- 12年 7月 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」締結
路上生活者対策事業実施大綱・要綱制定
（自立支援事業の開始、応急援護から自立支援へのシフト）
- 11月 自立支援センター「台東寮」開設
自立支援センター「新宿寮」開設
- 13年 3月 東京ホームレス白書発表（都）
4月 自立支援センター「豊島寮」開設
8月 都区共同の一貫した自立支援システムを構築
都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正
路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正
（緊急一時保護センター、自立支援センター等を核にした自立支援システムを構築）
- 11月 緊急一時保護センター「大田寮」開設
- 14年 3月 自立支援センター「墨田寮」開設
8月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行（国）
- 15年 2月 ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）
3月 緊急一時保護センター「板橋寮」開設
7月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（国）
- 16年 2月 「ホームレス地域生活移行支援事業」を都区共同で実施することを決定
3月 緊急一時保護センター「江戸川寮」開設
自立支援センター「渋谷寮」開設
6月 「ホームレス地域生活移行支援事業」開始
7月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画策定（都）
- 17年 2月 緊急一時保護センター「荒川寮」開設
4月 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正
路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正

- (地域生活移行支援事業を追加)
- 8月 緊急一時保護センター「千代田寮」開設
(23区内に計10か所の施設設置完了)
- 9月 「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」(愛称:東京ジョブステーション)の設置(行政・民間・NPO法人・都民等が参画)
- 10月 自立支援センター「中央寮」開設(「新宿寮」閉鎖)
自立支援センター「北寮」開設(「台東寮」閉鎖)
- 18年 4月 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正
路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正
(公園等現地へ出向いての面接相談、また地域で自立生活を送る元利用者へのアフターフォローを行う「巡回相談事業」追加)
- 4月 自立支援センター「杉並寮」開設(「豊島寮」閉鎖)
- 11月 緊急一時保護センター「世田谷寮」開設(「大田寮」閉鎖)
- 19年 1月 ホームレスの実態に関する全国調査実施(国)
- 2月 自立支援センター「葛飾寮」開設(「墨田寮」閉鎖)
- 5月 東京ホームレス白書Ⅱ発表(都)
- 8月 「路上生活者対策事業の再構築について」策定
(効果・効率の観点から緊急・自立両センターの統合、自立支援住宅(借上げ住宅)の設置等)
- 20年 3月 緊急一時保護センター「練馬寮」開設(「板橋寮」閉鎖)
- 4月 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正
路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正
(「路上生活者対策事業の再構築」を反映)
自立支援事業の一環として、「地域生活移行支援」(自立支援住宅による支援)をモデル事業として第1、2ブロックで開始
- 7月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定(改定)(国)
- 21年 3月 緊急一時保護センター「江東寮」開設(「江戸川寮」閉鎖)
- 3月 自立支援センター「品川寮」開設(「渋谷寮」閉鎖)
- 4月 自立支援住宅をモデル事業として全ブロックで実施
- 10月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第2次)策定(都)
- 12月 「緊急一時宿泊事業」を開始。
- 22年 1月 緊急一時保護センター「文京寮」開設(「荒川寮」閉鎖)
- 8月 緊急一時保護センター「港寮」開設(「千代田寮」閉鎖)
- 9月 自立支援センター「中央寮」閉鎖
- 10月 緊急一時保護センター「港寮」及び「文京寮」が新型自立支援センターに移行(「北寮」閉鎖)
- 23年 3月 自立支援センター「中野寮」開設(23年4月「杉並寮」閉鎖)

- 11月 自立支援センター「品川寮」が新型自立支援センターに移行（「世田谷寮」閉鎖）
- 24年 1月 ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）
 2月 「路上生活者対策事業の今後の展開について」検討結果報告とりまとめ
 （路上生活者対策施設の2巡目設置の検討等）
 3月 緊急一時保護センター「江東寮」が新型自立支援センターに移行（「葛飾寮」閉鎖）
 6月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を5年間延長（国）
- 25年 2月 自立支援センター「中野寮」が新型自立支援センターに移行（25年3月「練馬寮」閉鎖）
 7月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定）（国）
- 26年 3月 自立支援センター「足立寮」開設（26年3月「江東寮」閉鎖）
 3月 自立支援センター「目黒寮」開設（26年3月「品川寮」閉鎖）
 6月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）策定（都）
- 27年 1月 自立支援センター「台東寮」開設（27年1月「文京寮」閉鎖）
 3月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定）（国）
 4月 生活困窮者自立支援法施行
 8月 自立支援センター「新宿寮」開設（27年8月「港寮」閉鎖）
 9月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）一部改定（都）
- 28年 3月 自立支援センター「豊島寮」開設（28年3月「中野寮」閉鎖）
- 29年 4月 「支援付地域生活移行事業」をモデル事業として、一部の区で開始
- 31年 3月 自立支援センター「墨田寮」開設（31年3月「足立寮」閉鎖）
 3月 自立支援センター「渋谷寮」開設（31年3月「目黒寮」閉鎖）